

## 指定基金に関する行政回答<sup>1</sup>(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
	内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

- ▶ 平成23年度までの指定基金は、来年2月末までに回復計画を健全化計画と同じ前提で策定（継続実施の場合は再策定）する必要がある<sup>2</sup>。
- ▶ 健全化計画は満たすが、回復計画を満たさないような掛金引上げの規約変更の申請となった場合は、掛金が不十分な点について改善を検討する旨の条件付で認可される見込み。
- ▶ 健全化計画の提出を9月末日等に延長した場合のように、健全化のための具体的措置が未確定のため、回復計画の最終年度において積立目標水準を満たしていない回復計画を提出することはやむを得ない（その旨を欄外に記入）とされた。

1 平成23年11月16日付政令通知改定に伴う行政照会。改定内容は三菱UFJ年金ニュース [No.272](#) をご参照

2 財政運営基準第4四(2)

- ・指定基金が積立水準の回復計画を作成する場合は、健全化計画と同じ前提で作成すること。
- ・また、積立水準の回復計画の前提が健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。

👉 次頁に続く

## 指定基金となった場合の回復計画の取扱い(行政確認)

	【ご参考】健全化計画	指定基金となった場合の回復計画の取扱い
積立目標水準	最低責任準備金 × 0.9以上	最低責任準備金 × 1.05以上かつ 最低積立基準額 × 0.9以上(従前通り)
承認基準	具体的措置の実施が見込まれ、基金の財政の健全化が見込まれる場合 例えば、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること	まずは回復計画も満たすような掛金の手当てを検討すべき。その上で、健全化計画は満たすが回復計画を満たさないような掛金引上げの規約変更の申請となった場合は、掛金が不十分な点について改善を検討する旨の条件付で認可する。
計画期間	5年	10年(平成24年3月末の財政検証まで、それ以降は7年)
最低責任準備金付利率の前提	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らないこと	同左
年金資産利回りの前提	「基金の運用実績の過去5年平均」、「最低積立基準額の算定利率」または「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれか大きい率を上回らないこと	同左
資産評価方法	時価のみ使用可能	同左
提出時期	指定年度の2月末日までに提出(困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出 <sup>3)</sup> )	基準日の翌日から11ヶ月以内(翌年2月末日まで)に提出(健全化計画の提出を翌年度の9月末日まで延長する場合でも同様) 健全化計画の提出を9月末日等に延長した場合のように、健全化のための具体的措置が未確定のため、回復計画の最終年度において積立目標水準を満たしていない回復計画を提出することはやむを得ない(その旨を欄外に記入) 平成22年度決算に基づく回復計画(継続実施先も含む)は、健全化計画と同じ前提により回復計画を再策定し、平成24年2月末日までに提出要

3 提出時点で確定している直近決算に基づき作成

以上